



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年11月30日金曜日 第1918号

◇ 目 次 ◇ 告 示

自衛官の追加募集.....	1273
自衛官の採用試験.....	1273
民生委員の定数.....	1273
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	1274
解除予定保安林にする旨の通知.....	1274
港湾施設の概要.....	1274
道路の区域変更(県道壬生川新居浜野田線).....	1275
道路の供用開始(").....	1275
道路の区域変更(県道才之原菊岡線).....	1275
道路の区域変更(県道久万中山線).....	1275
道路の供用開始(").....	1276
道路の供用開始(県道八幡浜宇和線).....	1276
道路の供用開始(県道八幡浜宇和線).....	1276
道路の区域変更(県道大洲長浜線).....	1276
道路の区域変更(県道長浜中村線).....	1277
道路の供用開始(").....	1277

道路の区域変更(県道長浜中村線).....	1277
道路の区域変更(一般国道378号).....	1277
道路の供用開始(").....	1278

告 示

○愛媛県告示第1779号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の募集期間を次のとおり告示する。

平成19年11月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 男子(平成19年度3・4月採用分(追加募集))
平成19年11月30日(金)から
12月13日(木)まで

○愛媛県告示第1780号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成19年11月30日

愛媛県知事 加戸守行

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
(男子) 平成19年12月16日(日)	松山市三番町八丁目352番地1	自衛隊愛媛地方協力本部庁舎	県内全域

○愛媛県告示第1781号

民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条の規定に基づき、民生委員の定数を次のように定め、平成19年12月1日から施行し、民生委員の定数(平成16年11月愛媛県告示第2329号)は、告示の日限り、廃止する。

平成19年11月30日

愛媛県知事 加戸守行

市町名	定数(人)
今治市	413
宇和島市	283
八幡浜市	136
新居浜市	294
西条市	297
大洲市	163

伊予市	102
四国中央市	223
西予市	164
東温市	66
上島町	29
久万高原町	66
松前町	61
砥部町	47
内子町	76
伊方町	65
松野町	20
鬼北町	49
愛南町	91

○愛媛県告示第1782号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成19年11月30日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810500219	セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	岡田修一	居宅介護	セントケアにいほま	新居浜市宮西町4-4 ジツタビル1・2F	平成19年 11月1日
3810500219	セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	岡田修一	重度訪問介護	セントケアにいほま	新居浜市宮西町4-4 ジツタビル1・2F	平成19年 11月1日
3810101190	セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	岡田修一	居宅介護	セントケア松山	松山市久万ノ台706-3 久万ノ台貸倉庫	平成19年 11月1日
3810101190	セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	岡田修一	重度訪問介護	セントケア松山	松山市久万ノ台706-3 久万ノ台貸倉庫	平成19年 11月1日
3810101208	セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	岡田修一	居宅介護	セントケア北久米	松山市北久米町560-3	平成19年 11月1日
3810101208	セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	岡田修一	重度訪問介護	セントケア北久米	松山市北久米町560-3	平成19年 11月1日
3810400147	セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	岡田修一	居宅介護	セントケア八幡浜	八幡浜市産業通4-16	平成19年 11月1日
3810400147	セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	岡田修一	重度訪問介護	セントケア八幡浜	八幡浜市産業通4-16	平成19年 11月1日
3811400187	セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	岡田修一	居宅介護	セントケア宇和町	西予市宇和町下松葉45 7ヒロハイツ102号	平成19年 11月1日
3811400187	セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	岡田修一	重度訪問介護	セントケア宇和町	西予市宇和町下松葉45 7ヒロハイツ102号	平成19年 11月1日
3810300271	セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	岡田修一	居宅介護	セントケア宇和島	宇和島市佐伯町2-3 -21佐伯ハイム	平成19年 11月1日
3810300271	セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	岡田修一	重度訪問介護	セントケア宇和島	宇和島市佐伯町2-3 -21佐伯ハイム	平成19年 11月1日
3814000133	セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	岡田修一	居宅介護	セントケア愛南	南宇和郡愛南町御荘平城437-1 吉良貸店舗1号室	平成19年 11月1日
3814000133	セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	岡田修一	重度訪問介護	セントケア愛南	南宇和郡愛南町御荘平城437-1 吉良貸店舗1号室	平成19年 11月1日

○愛媛県告示第1783号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年11月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町父野川乙394の4
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1784号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、三島川之江港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成19年11月30日

愛媛県知事 加戸守行

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力	
防 波 堤	四国中央市三島中央一丁目地先	延長	100メートル
防 波 堤	同 上	延長	50メートル
護 岸	同 上	延長	189.29メートル
護 岸	同 上	延長	50メートル
浮 棧 橋	同 上	延長	25メートル 3基
		延長	127.6メートル 1基
		延長	87.6メートル 1基
		延長	107.6メートル 1基
物 揚 場	同 上	延長	120メートル
		水深	-3.0メートル
物 揚 場	同 上	延長	150メートル
		水深	-3.0メートル
物 揚 場	同 上	延長	170メートル
		水深	-3.0メートル

物 揚 場	同 上	延長 120メートル 水深 - 3.0メートル
物 揚 場	同 上	延長 210メートル 水深 - 3.0メートル
道 路	同 上	延長 797メートル 幅員 8メートル
野 積 場	同 上	面積 1,611平方メートル
野 積 場	同 上	面積 1,707平方メートル
野 積 場	同 上	面積 868平方メートル
野 積 場	同 上	面積 2,047平方メートル

漁 具 倉 庫	同 上	面積 1,739平方メートル
給 油 施 設	同 上	面積 792平方メートル
荷 さ ば き 地	同 上	面積 2,990平方メートル
製 氷 所	同 上	面積 1,122平方メートル
駐 車 場	同 上	面積 4,200平方メートル
駐 車 場	同 上	面積 2,084平方メートル

○愛媛県告示第1785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市喜多川字八丁808番2から 同字805番6まで	旧	メートル 36.0～36.0	キロメートル 0.045	
			新	36.0～61.0	0.045	

○愛媛県告示第1786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市喜多川字八丁808番2から 同字805番6まで	平成19年11月30日

○愛媛県告示第1787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	才之原菊間線	今治市菊間町西山1482番1地先から 同町西山1483番1地先まで	旧	メートル 9.0～20.0 21.0～45.0	キロメートル 0.085 0.074	
			新	21.0～45.0	0.074	

○愛媛県告示第1788号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	久万中山線	上浮穴郡久万高原町二名甲1310番6から 同町二名甲1326番3まで	旧	メートル 54~25.4	キロメートル 0.378	
			新	11.8~50.0	0.368	

○愛媛県告示第1789号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	上浮穴郡久万高原町二名甲1310番6から 同町二名甲1326番3まで	平成19年11月30日

○愛媛県告示第1790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜宇和線	八幡浜市若山1番耕地4番25から 同市若山1番耕地30番6まで	平成19年12月6日

○愛媛県告示第1791号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜宇和線	八幡浜市若山2番耕地6番3地先から 同市若山2番耕地8番5まで	平成19年11月30日

○愛媛県告示第1792号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大洲長浜線	大洲市長浜町上老松甲1番3地先から 同町上老松甲722番1地先まで	旧	メートル 7.9~19.1	キロメートル 0.850	
			新	7.9~19.1 7.0~18.5	0.850 0.850	

○愛媛県告示第1793号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市多田甲961番1地先から 同市多田甲857番2まで	旧	メートル 5.8~14.5	キロメートル 0.320	
			新	5.8~14.5 6.5~18.9	0.320 0.320	

○愛媛県告示第1794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市多田甲961番1地先から 同市多田甲857番2まで	平成19年11月30日

○愛媛県告示第1795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市柴甲178番3地先から 同市柴甲208番2まで	旧	メートル 3.6~8.8	キロメートル 0.169	
			新	10.6~32.4	0.169	
"	"	大洲市柴甲208番2から 同市八多喜町甲2839番3まで	旧	3.8~11.2 6.0~16.4	0.059 0.052	
			新	10.2~26.0 6.0~16.4	0.058 0.052	
"	"	大洲市八多喜町甲2839番3から 同町甲2839番2まで	旧	8.9~10.8	0.016	
			新	8.9~10.8	0.016	

○愛媛県告示第1796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町周木字ツパイ網代7番耕地30番5から 同字7番耕地12番5まで	旧	メートル 6.0~17.0	キロメートル 0.218	
			新	19.0~74.0	0.218	

○愛媛県告示第1797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	西予市三瓶町周木字ツバイ網代7番耕地30番5から 同字7番耕地12番5まで	平成19年12月10日